

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とするものとする。

（第一条関係）

### 二 定義

必要な定義規定を置くものとする。

（第二条関係）

### 三 責務

1 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

### 3 原子力事業者の責務

(1) 関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないものとする。

(2) 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

4 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施

策に協力するよう努めなければならないものとする。

(第三条から第六条まで関係)

## 第二 基本方針

環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(第七条関係)

## 第三 監視及び測定の実施

一 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定を体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

二 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

(第八条関係)

#### 第四 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

##### 一 関係原子力事業者の措置等

1 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壤等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壤、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壤、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）及びこれに伴い生じた土壤の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、二及び三にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。 （第九条関係）

2 関係原子力事業者は、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用具その他の資材又は機材であつて環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置を講じなければならぬものとする。国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、当該措置を講ずることを要請することができるものとする。 （第十条関係）

##### 二 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理

1 汚染廃棄物対策地域の指定及び変更等

(1) 環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができるものとする。

(2) 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 都道府県知事又は市町村長は、(1)の指定をすべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(4) 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができるものとする。

(第十一条及び第十二条関係)

## 2 対策地域内廃棄物処理計画の策定及び変更

- (1) 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（以下「対策地域内廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画（以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができるとすること。  
（第十三条及び第十四条関係）
- 3 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。  
（第十五条関係）
- 4 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等

- (1) 廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するものの設置者等は、廃棄物処理施設等から生じた廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の調査の結果、(1)の廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。
- (3) 廃棄物処理施設の設置者等は、(1)の廃棄物であつて(2)の指定に係るものが、国等に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならないものとする。
- (4) その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境大臣に対し、(2)の指定をすることを申請することができるものとする。
- (5) (4)の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に関し、所要の規定を整備

するものとする。

(第十六条から第十八条まで関係)

5 国は、4の(2)の指定に係る廃棄物(以下「指定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。

(第十九条関係)

6 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(以下「特定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管又は処分を行なう者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならないものとする。

(第二十条関係)

## 7 廃棄物処理法の適用関係

(1) 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)の規定は、適用しないものとする。

(2) 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、廃棄物から事故由来放射性物質によつて汚染された物(特定廃棄物及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)等の適用を受ける物を除く。)を除外しないものとする。

- (3) 事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一定の廃棄物について、廃棄物処理法の基準のほか、環境省令で定める基準に従い、その処理を行わなければならないものとする。
- (4) 一定の廃棄物処理施設について、廃棄物処理法の基準のほか、環境省令で定める基準に従い、維持管理をしなければならないものとする。
- (5) (3)に定めるもののほか、(2)の廃棄物の処理について、所要の規定を整備するものとする。

(第二十一条から第二十四条まで関係)

### 三 除染等の措置等

#### 1 除染特別地域の指定及び変更等

- (1) 環境大臣は、その地域及びその周辺地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤（除染特別地域又は8(1)の除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域と

して指定することができるものとする。

(2) 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 都道府県知事又は市町村長は、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができないものとする。

(4) 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができるものとする。

(第二十五条及び第二十六条関係)

## 2 除染特別地域内の汚染の状況の調査測定

(1) 国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができないものとする。

(2) (1)の調査測定について、所要の規定を整備するものとする。(第二十七条関係)

## 3 特別地域内除染実施計画の策定及び変更

- (1) 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができるとすること。  
(第二十八条及び第二十九条関係)

#### 4 国による除染特別地域に係る除染等の措置等の実施

- (1) 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならぬものとする。
- (2) 特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人（土壤等の除染等の措置を実施する土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）

に關し土壤等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得て、実施しなければならないものとする事。

(3) 關係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならないものとする事。

(4) 土壤等の除染等の措置について、所要の規定を整備するものとする事。 (第三十条關係)

5 除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管

(1) 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等 (除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、やむを得ず当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者、管理者又は占有者 (以下「所有者等」という。)に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができるものとする事。ただし、土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができるものとする事。

(2) 除去土壤等の保管について、所要の規定を整備するものとする事。 (第三十一条關係)

## 6 汚染状況重点調査地域の指定及び変更等

(1) 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域（1の(1)の除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するものとする。

(2) 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で(1)の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(4) 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができるもの

とすること。

(第三十二条及び第三十三条関係)

## 7 汚染の状況の調査測定

(1) 都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができるとすること。

(2) (1)の調査測定について、所要の規定を整備するものとする。 (第三十四条関係)

## 8 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者

(1) 9の(1)の除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域（以下「除染実施区域」という。）内の土地であつて次に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、次に定める者が実施するものとする。

イ 国が管理する土地 国

ロ 都道府県が管理する土地 当該都道府県

ハ 市町村が管理する土地 当該市町村

二 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者

ホ イからニまでに掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

(2) (1)にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて(1)のホに掲げるものうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができるものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて(1)に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、(1)の二の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、(1)に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができるものとする。

(第三十五条関係)

## 9 除染実施計画

(1) 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、7の(1)の調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は

市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとする。

(2) 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、協議会を置くことができるものとする。

(3) 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、(2)の協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないものとする。

(4) 除染実施計画の変更等に関し、所要の規定を整備するものとする。

（第三十六条及び第三十七条関係）

#### 10 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

(1) 除染実施計画に規定される除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従つて、除染等の措置等を実施しなければならないものとする。

(2) 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならないものとする。

(3) 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならないものとする。

(4) 除染等の措置等について、所要の規定を整備するものとする。 (第三十八条関係)

#### 11 除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管

(1) 除染実施者（国、都道府県又は市町村に限る。）は、除去土壤等を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができるものとする。ただし、土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、除染実施者が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができるものとする。

(2) 除去土壤等の保管について、所要の規定を整備するものとする。 (第三十九条関係)

#### 12 土壤等の除染等の措置の基準等

- (1) 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壤等の除染等の措置を行わなければならないものとする。
- (2) 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならないものとする。
- (3) (1)の土壤等の除染等の措置を行う者又は(2)の除去土壤の収集、運搬、保管若しくは処分を行う者は、当該土壤等の除染等の措置又は当該除去土壤の収集、運搬、保管若しくは処分を委託する場合には、それぞれ環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

(第四十条及び第四十一条関係)

### 13 国による措置の代行

国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自ら三(7及び9を除く。)の措置を行うものとする。

(第四十二条関係)

## 第五 費用

### 一 財政上の措置等

国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。 (第四十三条関係)

### 二 この法律に基づく措置の費用負担

1 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、1の措置に要する費用について請求又は求償があつたときは、速やかに支払うよう努めなければならないものとする。 (第四十四条関係)

### 三 国の措置

国は、第一の三の1の社会的責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要

な措置を講ずるものとする事。

(第四十五条関係)

## 第六 雑則

一 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）を捨ててはならないものとする事。

(第四十六条関係)

二 何人も、特定廃棄物を焼却してはならないものとする事。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第四の二の六の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない事。

(第四十七条関係)

## 三 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止

1 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならないものとする事。

2 国、都道府県、市町村、第四の三の八の(1)の二の環境省令で定める者その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬（土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。）、保管又は処分を業として行ってはならないものとする事。

(第四十八条関係)

四 報告の徴収、立入検査及び措置命令について、所要の規定を整備するものとする。

(第四十九条から第五十一条まで関係)

#### 五 汚染廃棄物等の処理等の推進

国は、第二の基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(第五十三条関係)

六 原子力安全委員会の意見、権限の委任、環境省令への委任及び事務の区分について、所要の規定を整備するものとする。

(第五十六条から第五十九条まで関係)

#### 第七 罰則

罰則について、所要の規定を整備するものとする。

(第六十条から第六十三条まで関係)

#### 第八 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第四の二及び三、第六の一から四まで

並びに第七は、平成二十四年一月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

## 二 検討

1 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

2 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

3 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(附則第七条関係)

## 三 その他

その他所要の規定を整備するものとする。